

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、創業以来顧客第一を経営理念として、ライフステージの様々な場面でのサービスの提供を通じて広く社会の発展に寄与することを経営方針としております。また、永続的発展と長期的な株主利益の最大化を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠と考え、経営の意思決定の迅速化、経営の監督機能の強化、説明責任の重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示等により透明性、健全性等の確保を重要な経営課題であるとの認識に立っております。

また、当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しており、これらの機関のほかに、経営情報会議、グループコンプライアンス委員会、グループ経営情報交換会を設置しております。

当社の業務執行・監督の仕組みの概要は、巻末「模式図」をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マイルストーン	1,951,167	13.20
一般財団法人共立国際交流奨学財団	848,000	5.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	608,600	4.10
石塚 晴久	438,744	2.90
株式会社三井住友銀行	330,300	2.20
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	295,400	2.00
株式会社みずほ銀行 常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社	281,798	1.90
株式会社三菱東京UFJ銀行	281,616	1.90
CBLDN RE FUND 116-CLIENT AC 常任代理人 シティバンク銀行株式会社	258,658	1.70
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	239,500	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	22 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
元木 恭三	他の会社の出身者											○
宮城 利章	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
元木 恭三	○	○	当社は元木監査等委員を独立役員として認定しております。	金融界で長年にわたり実務及び経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。
宮城 利章	○	○	当社は宮城監査等委員を独立役員として認定しております。	証券業界で長年にわたり実務及び経営に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているため、社外取締役として選任しました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に合致しており、一般株主との利益相反が生じる恐れがないことから独立役員として指定するものです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、常勤監査等委員を選定し、さらに内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査等委員会設置会社を採用しておりますが、監査等委員3名(うち2名は社外監査等委員)を選任し監査等委員会を実施する他、取締役会、グループ経営情報交換会等の重要会議に出席し、活発な意見を述べ、経営監視機能の強化に取り組んでおります。

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて、監査業務の専門性、独立性に配慮し、監査等委員と協議してスタッフを配置します。なお、当該使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、人事異動、人事評価、懲戒の決定には監査等委員の同意を得るものとします。

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、法令及び「監査等委員会規則」等社内規程に基づき監査等委員に報告するものとします。

監査等委員は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、取締役会や経営情報会議等重要会議に出席するとともに、決裁書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めることが出来ます。

代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また内部監査室及び会計監査人と連携をとり、効果的な監査業務の遂行を図ります。

内部監査体制については、本社監査員(1名)を内部監査室に配し、業務執行がコンプライアンスに適応して関係法規、社内規程等に準拠し、適法かつ適正に行われているかを監査等委員と連携し監査しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当社は業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

招集ご通知では、平成27年3月期で取締役の年間報酬額が509百万円、監査役の年間報酬額が24百万円と記載しております。

有価証券報告書では、これに加え、報酬の総額が1億円以上である取締役につき、個別の報酬開示を行っております。

招集ご通知及び有価証券報告書は、当社ホームページに記載しております。

【個別報酬】

氏名	報酬総額	基本報酬	賞与
石塚晴久	136百万円	68百万円	68百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法に関する方針は、平成27年6月25日開催の第36回定時株主総会決議によるものであります。その内容は、経済状況の変化、その他諸般の事情を勘案し、取締役の報酬等の額を「年額800百万円以内」また監査等委員である取締役は「年額70百万円以内」であり、業績によって社内の基準に基づきこれを決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員含む）の専従スタッフは配置していませんが、総務部がサポートを行っております。
社外取締役（監査等委員含む）に対しては、出来る限り事前に取締役会資料を配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行につきましては、取締役会・グループ経営情報交換会の毎月の開催により、グループ全体の経営方針を確認しており、同時にグループ全体のスピーディーな経営判断が必要とされることから経営情報会議を設置しております。
また、一部事業については執行役員制度を導入し迅速な経営執行体制を整えております。
さらに、監査等委員が、取締役会・グループ経営情報交換会等の重要会議に出席し、活発な意見を述べ、経営監督機能の強化に取り組んでおります。
監査等委員会とは別にグループ総合監査役会を開催し、グループ会社監査役の意見・情報交換によるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、役員会においてコンプライアンスの重要性の再確認を行っております。また、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき内部統制の仕組みの強化、充実に努めており、コンプライアンス・ポリシー、コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス担当部署、コンプライアンス委員会の事務局などのレベルアップを図っております。また、内部監査室において組織内部の違法行為や不正、ミスやエラーなどの発生を防止するために組織が健全かつ有効的、効率的に運営されるよう予め定められた業務基準及び手続きに基づいて管理、監視及び保証を行うシステム・体制の強化を図っております。リスク対応は、リスク管理委員会の設置、リスクマネジメント推進責任者、事務局を設定する等リスク管理体制を敷き、不測事態の迅速な対応体制を図っております。IR活動として定期的な決算説明会以外に月次の売上高など経営情報や四半期決算の開示を実施しております。また社長を中心に経営企画本部IR担当において投資家に向けての積極的な企業説明会を実施し、さらに株主総会の早期化の着手、当社ホームページを通じて財務情報の提供など情報開示に努めております。
なお、会計監査は会計監査人に新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、当社からは必要な情報・データが提供され期末監査のみならず、グループ会社を含め期中にも適宜監査が実施され財務諸表の信頼性を確認しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は櫻井均、板谷秀穂の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士25名、その他10名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以下の理由により、当社のコーポレート・ガバナンスが十分に機能していると考えているため、当該体制を採用しています。
当社では、取締役による相互監視に加えて、監査等委員による監査により経営の監視及び監督の実効性を確保しております。
また、客観的・中立的な企業統治の実効性を確保するため、社外監査等委員を任用し監査等委員相互の知識や経験を活かし、深度ある監査を確保するため監査等委員会設置会社を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するため、1日前に開催
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆様の利便性向上のため、平成18年6月の定時株主総会より実施しております。
その他	招集ご通知を発送1週間前に東京証券取引所へ開示、及び当社ホームページへの掲載を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回程度実施しており、その模様を動画で配信しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算、中間決算後の年2回実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年1回実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	ホームページに決算説明会の資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部 経営管理部が担当しております。	
その他	当社グループの月次売上高等の情報を掲載した「マンスリーレポート」を株主様をはじめとしたステークスホルダーの皆様にお送りしております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 業務運営の基本方針

当社の内部統制システムの整備といたしましては、コンプライアンス体制の監視、統制をするコンプライアンス委員会を設置しております。また、共立メンテナンスグループの企業として、企業倫理意識等の向上、法令遵守のため、当社が制定した「経営理念」「行動指針」「経営方針」「企業経営の三原則」「稟議案件 決裁者 心得」の浸透を図っております。また、顧問弁護士には、必要に応じて企業活動上の法律問題についてのアドバイスを受けております。会計監査人には、正確な経営情報を提供するなど、公正な立場から監査を実施される環境を整えており、四半期・期末監査のほか、重要な会計課題について適切な助言を得ています。

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を遵守するため、コンプライアンス・ポリシーを定めて、全役職員に周知徹底を図っております。
- (2)当社は、コンプライアンスの担当役員を任命し、コンプライアンス担当部門を設置しております。
- (3)コンプライアンスの推進については、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、推進プログラム策定のうえ、役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導します。
- (4)法令遵守上の疑義のある行為等について、社員が直接通報を行う手段を確保するため、内部通報窓口、外部の方々から直接通報をお受けする外部通報窓口を設置しています。会社は、通報内容を秘守して、通報者に対して不利益な扱いを行いません。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- (1)当社は、取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに業務執行が効率的に行われるよう監督します。
- (2)当社は、複数の事業本部が事業領域を分担して経営を行う事業本部制を採用します。
- (3)事業本部長は、「決裁権限規程」等に基づき付与された権限及び予め設定された経営計画に基づき効率的な経営を行います。

4. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- (1)法令・社内規程に基づき、担当職務に従い適切に文章等の保存・管理をいたします。
- (2)情報の管理については「情報セキュリティ基本規程」及び「情報セキュリティ対策規程」、「個人情報保護に関する規程」に基づき対応します。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社は、当社企業グループにコンプライアンス推進委員を置き、グループ・コンプライアンス委員会を設置し、グループ全体のコンプライアンスを統括する体制を構築します。
- (2)グループ共通の「共立メンテナンスグループ コンプライアンスマニュアル」を策定するとともに、内部通報窓口の範囲をグループ全体とします。
- (3)グループ会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要な意思決定についての事前協議を行います。

6. リスク管理体制の整備の状況

- (1)当社は、リスク管理を統括する役員を任命します。(コンプライアンス担当役員がこの任にあたります)リスク管理を統括する部門としてリスクマネジメント室が所管します。
- (2)リスク管理規程を定め、リスク管理体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行います。
- (3)各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの予防に取り組みます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による経営活動への関与の防止、当該反社会的勢力により被害を防止するために倫理規程並びに行動規範に当該反社会的勢力とは断固対決し、関係を持たないことを規定し、全ての役職員に周知徹底しています。また、対応統括部署を制定し、警察、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び顧問弁護士等の外部機関と連携して、社内体制の整備や情報収集、管理及び研修等を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制

(株)共立メンテナンス

